

[平成23年 7月25日災害に強いまちづくり調査特別委員会-07月25日-01号]

◆中井 委員 どうもありがとうございます。先ほどの分で、上水道のお話もございましたけども、上水道を使えば、必ず下水が流れてくるわけでありますので、そのところが市民の方たちに大きな悪影響を与えないように、事前の対策のとれるところは、少々予算がかかっても、下水施設の被害を最小限にするための努力と、万一、被災されたときには、その立ち上がりが速やかにできますように、御尽力をお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◆芝田 委員 御苦労さまです。私で最後でございますので、早く終わることが一番皆さん喜んでいただけるかと思いますが、きょうは防災計画の見直しという大きな項目1つですね、質疑をさせていただきます。4つほど災害時の要援護者について、そしてまた、地域の援助協定、そしてまた防災看板、そしてまた避難所の選定についてということですが、ちょっと時間の関係と、そしてまた昼からいろんな委員の方からの御質問もありますので、割愛できるところは割愛してまいりたいと、そのように思います。

災害に強いまちづくり調査特別委員会に入らせていただきまして、やはりこの3月11日を受けまして、やはりこの未曾有の、そしてまた阪神・淡路大震災から16年たって、こういった大きな地震、そしてまた、それによる大津波があって、いわゆる戦後最大の災害というべきものが我々の眼前にあったわけであります。きょうお集まりの皆様方も、そしてまた、おられない方も、被災地に飛んで行って、そしてまた今後も被災地に行かれていろんな救済活動をしていただいている、大変頭の下がる思いであります。災害に強いまちづくり、いわゆる平時の備えがあって、初めてそういった災害の発生時よりいろんな点が生きてくると、そのように思います。そういった意味では、全庁挙げて、皆様方が力を合わせ、そしてまた我々委員もしっかり議論をしながら、行政を前に進めていきたい、そのように決意をさせていただいております。

我が会派のほうでは、6月の議会で防災・減災について質疑をさせていただきました。きょうも田淵委員のほうからも多く質問がありましたけれども、私はこの要援護者についてのことに今回も着目をさせていただいておりますけども、本市としまして、災害時要援護者とか、そしてまた要援護者とかいうような言葉があります。きょうも池側委員のほうからも要援護者支援について、そしてまた他の委員からもいろんな避難の弱者ということがありましたけれども、本市として要援護者、そして災害時要援護者という言葉の定義はどのように認識をして把握をされておりますか、お答えいただきたいと思います。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 本市が災害時要援護者として把握しております対象者につきましては、身障手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で独居の方、要介護認定が要介護3以上の方、70歳以上の独居または世帯の構成員全員が70歳以上で要介護認定が要支援1・2、または要介護1・2の方、緊急通報登録者、特定疾患認定患者の方々でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 私が質問したのは、いわゆる災害時要援護者と通常の要援護者についての認識の違いです。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 大変失礼いたしました。災害時要援護者の認識につきましては、今申し上げました方々を対象としておりますが、要は災害時に避難しないといけないという場合に、自力で避難するのが困難な方ということで、災害時要援護者避難支援の施策を進めているところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 外国人とか妊婦さんはどの範疇に入るんですか。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 外国人や妊婦さんの方々につきましても、確か

に例えば外国人の方であれば情報提供が速やかに、語学のほうが日本語が把握し切れなくて、何らかの支援がなければ避難が困難であるという状況もありえますが、ちょっとまた自力で避難、状況がわかりさえすれば自力で避難することはできるということで、ちょっと要援護者の対象には入れてはございません。

妊婦さんにつきましては、人数把握の上では要援護者には入れてはおりませんけれども、例えば避難所生活などを送られる際には、通常の避難所生活では大変困難な場合が多くございますので、福祉避難所などには対象として考えるべき対象と考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 最初に課長が答えられた障害者のこととか、高齢者のことで、いわゆる外国人とか妊婦さんは、そういった災害時要援護者の堺市が把握している人数には多分入っていないというふうに伺っておるわけですが、やはり、この災害時要援護者支援については、全庁的な体制としましては、前の議論でありましたように、平成21年度の堺市災害時要援護者避難支援施策推進連絡会議を設置をして、3つのワーキンググループを設けて進めているということですが、なかなかこの避難弱者、また要援護者、また災害時要援護者、この辺がなかなか市民にはわかりにくいというふうに思いますので、この辺も要望ではありますが、しっかりまた議論を深めながら、しっかりその辺の把握をしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、本市が、災害時要援護者としてどのような数字として把握されているかお答えいただきたいと思っております。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 本市が災害時要援護者として把握しております対象人数でございますけれども、これは一番最初に申し上げました身障手帳1・2級所持者等の方でございますけれども、ことしの5月現在の数値といたしまして、4万6,563人把握してございます。以上でございます。

◆芝田 委員 この中にはいわゆるさっき言ったように、外国人とか妊婦さんも入っていないというふうな認識にさせていただいておりますけれども、緊急通報システムというのがありまして、我々議員も多くの相談を受けて、そしてまた地元の区役所の地域福祉課を通して、そういった方に申請から設置もさせていただいて、何かあったときの消防のそういったシステムを活用しながら、そういった緊急時になったときに通報して、救助に来ていただくというようなことが、本市でも以前より進んでおりまして、そうした中で、やはり消防局のお力というか、また消防局のやはり通報してすぐ飛んできていただき、そしてまた、いろんな援助をしていただくことは大変ありがたいわけですが、本市におきましても、消防局ができて、以前より消防通信指令総合システムというのが、システムが構築され、活用されるとお聞きしておりますけれども、この概要についてお示しいただきたいと思っております。

◎本木 警防部次長 消防通信指令総合システムの概要について御説明いたします。

消防通信指令総合システムは、119番通報を受信し、災害点を決定いたします。そして、通報時に聴取した災害内容に適応した出動隊を自動で編成し、出動指令を発令するとともに、消防隊へ各種支援情報を送信するシステムで、迅速・的確な災害防除活動を行うために必要な消防の中核システムでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 そうしたら、自治体で消防局があるところ、消防署を持っているところで、こういった中央システムというのは、すべて構築されておるんですか。

◎本木 警防部次長 もう政令市はもとより、現在ほとんどの消防本部におきまして、もちろん規模の差はございます。指令台の数、具体的に指令台の数等ですね、差はございますけれども、導入されておると聞いております。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、本市のこのシステムの構築の費用みたいな概要わかりましたらお示しいただきたいと思っております。

◎本木 警防部次長 当システムは1台目は平成2年に動いております。更新を平成16年に行っております。それが現在のシステムでございます。これは十数億円、その時代によって差は出ると思えますけれども、そのように聞いております。以上でございます。

◆芝田 委員 平成2年導入で、十数億円ということですのでよろしいのでしょうか。

◎本木 警防部次長 平成2年は6億円と聞いております。以上でございます。

◆芝田 委員 初期費用が6億円で、ランニングとか、もしわかりましたら。

◎本木 警防部次長 ランニングコスト、システム関係でいいますと、現在、約3,000万円弱、年間それ以外の通信費用、有線、無線、通信費用を合わせますと、大体1億円弱のランニングコストになっております。以上でございます。

◆芝田 委員 いわゆる消防局としては、生命線のシステムで、どこの自治体も消防局をお持ちのところは、こういった費用をかけて、一番119番ということではいかれるわけですが、そういったシステムを活用し、当局ではどのような支援を災害時等ではされておりますか。あと、平時等も含めてですね。

◎本木 警防部次長 消防局におきましては、緊急通報装置設置者の情報を当システムに登録しております。そして、火災など発生時には、災害点からおおむね半径100メートル以内に居住されている設置者情報を出場隊への指令書にシンボルマーク化して記載するとともに、通信指令課において住所、氏名等登録内容を確認の上、出場隊に支援情報として無線連絡し、消防活動に活用することにより支援しております。以上でございます。

◆芝田 委員 それは先ほど私も言いましたように、緊急通報システムに申請して、登録されている方がそういったことで消防局に連絡がいったら、救助にいかれるわけですが、いわゆる災害時におきましては、そのシステムがどのような形で発揮をされているかお伺いしたいと思います。

◎本木 警防部次長 災害時におきましては、もちろん先ほど、一番最初にお話ししましたように、的確、正確な消防活動を行う上で、最も中枢となるシステムでございまして、消防隊の隊員の安全も含めて、管理するための総合システムと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ちょっと議論を整理させていただきますと、いわゆる、まずこの緊急通報装置設置者の、やはり身に危険とか体が調子悪いというときに連絡すれば、消防局の方が来ていただく。その前に、事前に近くの方に、お二人方に先に連絡がいったら助けるということでありまして、また、通常の大きな災害ではなくても、いわゆる火災等でもこういったシステムで、情報を実際コンピューターに打ち込んでいただいて、それでその近辺の方の中で、火災があるところは、その緊急通報の登録者じゃなくても、そういった情報をもっている声かけとか、また延焼している場合に、そういった支援の手を差し伸べるというふうに理解しているわけですが、私はこのシステムがやはり災害時にも生かしていただきたいということを、以前より思っております。水面下でもお話をさせていただいておるわけですが、この緊急通報装置の登録者の人数は、現在どれぐらいかお聞かせ願いたいと思います。

◎本木 警防部次長 緊急通報装置の登録者人数でございますが、平成23年6月末現在で、5,582名の方が登録されております。以上でございます。

◆芝田 委員 いわゆる堺市が災害時の要援護者として把握しているのが4万6,563名ということで、緊急通報のそういった方の登録者数が5,582名ということで、比率としましては約12%ということでありまして、いわゆる1割の方しか、そういった意味では、要援護者の災害時の要援護者の中に入っていないということでありまして、これはもう一度、私もちょっと質問の仕方があれなんですけど、この緊急通報の装置の設置者の人たちは、災害時の要援護者の中に含まれているかどうか、ちょっと確認でお答え願いたいと思います。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 緊急通報登録者の方々は、災害時要援護者の4

万6, 563名の中に含まれております。以上でございます。

◆芝田 委員 そうしたら、やはり先ほど言いましたように、12%というのは約1割で、そういったことは、しっかり災害時では活用できているということでありますけれども、大半の方は、この消防の通信指令総合システムの中にはデータが打ち込まれていなくて、そういったことに市民の命を守る、そしてまた弱者と言われる、避難弱者と言われる、災害時弱者と言われる方の命を守れないと、そのように思うわけでありますけれども、今後のこのシステムを利用して、そういった方々を情報をインプットして、災害時において活用するお考えはあるかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

◎本木 警防部次長 消防通信指令総合システムと要援護者情報の連携につきましては、消防活動上、特に必要なものと考えております。したがって、その登録対象を含め、現行システムの更新時期等をとらえ、当該連携をさらに有効なものとするための仕組みの開発など、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 必要性は認めていただいているわけですが、現行システムの更新時期というのは、平成何年でしょうか。

◎本木 警防部次長 現在、平成30年ごろを計画しております。以上でございます。

◆芝田 委員 そのときの費用は幾らでしょうか。

◎本木 警防部次長 システムそのものにつきましては、ほかに無線機器等の更新もございまして、時期的に分かれることとなります。したがって、平成16年当初よりは多少少なくなるのかなど。そのかわりといいますと何ですが、無線機に関しましては、平成28年を期限としまして、約19億円から20億円前後の費用がかかって、更新しなければならないということになっておりますので、総額としては平成16年よりはかなり大きくなるのかなというイメージを持っております。以上でございます。

◆芝田 委員 平成2年に導入して、平成16年に一度更新されているとお伺いしておりますが、それでよろしいですか。そういった意味では、14年後ということで、費用もかかるということですが、実際、だけど、いわゆる今、私も余りコンピューター等は得意ではありませんし、ただ、やっぱり使わないと時代の波におくれますし、ただ、今いろんな形でパソコンの精度が上がり、そして、またいろいろなデータをたくさん取り込めるようになっておりますし、また、最近ではクラウドコンピューティングということで、いわゆる雲の上にデータを置いとくことができる。また、そこにセキュリティーも保証されるということが、もう今いろんな自治体でも、そしてまた企業でも使われているわけですが、そういったことを活用すれば、その十数億円という金額は、これは絵にかいたもちというか、いわゆるもっと安く、そしてまたリース契約等すれば、もっと少額にできるんじゃないか、いわゆる人の命とその金額と比べることは申しわけないですけど、その辺のことは、部長さん、どのようにお考えでしょう。

◎金銅 警防部長 ただいま御質問いただきました件につきまして、先ほど担当課長からも御答弁申し上げましたとおり、要援護者情報につきましては、消防活動上、特に必要なものと考えておりますので、その登録対象者数の増加の早期実現に向け、関係部局と調整を図りつつ、また、最新情報を入手してまいりたいと考えております。何とぞよろしく願いいたします。以上でございます。

◆芝田 委員 余り答えになってないんですけども、堺市の災害時要援護者支援ガイドラインでは、まず、災害時に行政でまず安否確認するのは、この災害時の要援護者であるということでありまして、また、こういった震災また災害のときに、やっぱり市民の命、また財産を守るといのは、これ全庁挙げてやらなければならないわけです。そういった意味で、消防局だけがそういったことを言うて、前に進むのかなというふうに思うわけですが、消防局長、

その辺の決意、また検討の前向きな答えをいただきたいと思います。

◎目久保 消防局長 　ただいま委員に御質問いただきました通信指令システムとそれから要援護者情報の連携でございます。先ほど申しましたとおり、この震災がなければ、通信指令システムの更新は平成30年ごろ、デジタル化とあわせて行う予定でございましたが、今回のこの震災を見ますと、非常に要援護者の方の情報を今緊急通報システムの約5,500名の登録だけでございますが、もっとこれを広げていくことはしっかりと考えていかなければならないと。ただ、消防独自で今現在システムをやっておりますけれども、他の部局としっかりとコンピューター関係のシステムを連携させまして、なるべく早く本当に必要な情報を消防だけでなく、全市で共有して、人命救助、市民の皆様の安心・安全につながるようなシステムづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 　危機管理監に聞いてもいいんだけど、ちょっと答えにくいと思いますのであれですけど、今、局長言われたように、やはり、だけど自分の局としては、一番現場に行かれて、また、そういった大変修羅場な場面も見られている部署でありますし、やっぱり人の命、また災害から救うというところでは、一番私は消防局の局長等、皆さん方が声を上げて、やはり財政、また当局に働きかけて、全庁挙げて、やっぱりこれは取り上げていただかなければ、そして前に進めていただかなければならないと、そのように思います。

政令市は今、19市ですかね、のうち川崎市もこの導入に前向きで、それでやっと10市になるわけです。そういった意味では、堺市がそういう取り残されないように、しっかりまたお願いしたい。また、次回の特別委員会とか、またいろんな場面で前向きな答えをいただきたいなど、そのように思っております。

それで次は、地域援助協定についてであります。今回の大震災でも、関西の広域連合もいわゆる対口支援という、いわゆるこの県は、この府はこういった内容で相互支援していく、そしてまた、いろんな形で後方から、また遠隔からしっかり支援することが、日本のこういった大災害に力を合わせるといことが、世界でもすごく評価されている点でありますけれども、堺市におきましても、いろんな議論がありまして、海もあり、そしてまた上町断層も通っておりますので、そういった意味では、この地域援助協定についての現状についてお示ししたいと思っております。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 　地域援助協定ということですが、自治体間での協定ということで現状を述べさせていただきますならば、堺市では政令指定都市及び東京都の間におきまして締結する20大都市災害時相互応援に関する協定を初めといたしまして、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町との間において締結する災害時相互応援協定など、自治体間での協定を締結しております。以上でございます。

◆芝田 委員 　今、政令市残り18市と、そしてまた東京都で20大都市災害時相互応援に関する協定と、そしてまた、広域のこの泉北エリアですね、泉大津、そしてまた和泉市、高石市、忠岡町との災害時相互応援協定を結んでいるということですが、ちょっと私、先ほどありましたように、津波等ですね、やっぱり湾岸の部分でいけば、泉大津も和泉市も、そしてまた高石も忠岡町も同じような位置関係にあるわけですから、海からの距離がですね、そういった意味でもっと被害がやっぱりちょっと離れたところで、そういった援助協定をして、しっかり支えていただく。また、そういった市にもこちらからもしていくということが、もちろん相互協定の原則であります。そのようなお考えは、当局はお持ちかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 　今、御答弁させていただきました泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町との協定につきましては、やはり近隣の市町村で迅速かつ円滑に応援ができますように、事前に応援の要請方法や指揮命令系統、経費等についてのあらかじめ協定と

して定めているものでございますけれども、やはり委員お示しのとおり、遠いところ、少し離れたところの自治体との協定というのも、例えば今回の東日本大震災の際の政令指定都市との協定において、各政令市が仙台市に対して迅速に応援に駆けつけたというふうな事例でもありますように、大変有効なものと考えておりますので、今後また検討をやっていきたいと思っております。以上でございます。

◆芝田 委員 竹山市長が堺都市州とか、また南大阪のとかいうようなお話もいろんな自分のこれからの政策の中で、堺市の立場上、いろんな面言われておりますけど、この南大阪ゾーンで、そういった考えはないのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 大規模な災害に備えまして、近隣市町村で応援協定を締結するというのも大変有意義なことであると認識しております。そのために、現在、南河内の9市町村と堺市との災害時相互応援協定の締結に向けて、現在準備を進めているところでございます。また、南河内以外の市町につきましても、今後の締結につきましても、検討していきたいと思っております。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、南河内の9市町村と堺市のこういった協定は、時期は、大体で結構ですけど、いつごろをめどに協定を結ぼうとされておりますか。

◎小椋 危機管理室副理事兼防災担当課長 現在まだ準備中ですので、日にちにつきましては確定はしておりませんが、一応、今、1つの目安として考えておりますのが、9月1日が関東大震災の起こりました防災の日でございますので、こういった日付を1つの目安として締結できればなというふうに考えております。ただし、今のところまだ確定はしておりません。以上でございます。

◆芝田 委員 協定を結ぼうとか、目的ではありませんので、やはり現地に行かれた職員の方の声とか、また消防の皆様方の声とか、しっかり聞いて、そしてまたうまくいった協定とか、そしてまた、コーディネーターの役割とか、その辺も詳細に詰めて、形だけでなくても、実際それが何か災害があったときに、堺市にもメリットがない、また協定した相手方にもメリットなければ、何のための協定かわかりませんので、しっかりその辺をしっかり精査して、着実に進めていただきたいなというふうに思います。

きょうは防災看板と避難所指定については議論が出ておりましたので、割愛させていただきます。しっかりまた1年間かけて、皆様方と議論し、そしてまた成果を出して、副委員長という立場でありますので、しっかり皆様方と力を合わせて頑張りたいと思います。きょうはありがとうございました。